

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。郵便切手で納 付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
成年後見 制度に関する審判	後見開始	2	1				15		4		2		3240円	3500円	
	保佐開始	4	1				15		4		2		4240円	4500円	
	補助開始	4	1				15		4		2		4240円	4500円	
	保佐人、補助人に対する代理権 付与		1				8						1230円	1500円	保佐開始又は補助開始の審判と同時申立ての場合は不要
	補助人の同意を要する行為の定め		1				8						1230円	1500円	補助開始の審判と同時申立ての場合は不要
	任意後見監督人選任	2	1				15		4		2		3240円	3500円	
	成年後見人(保佐人、補助人)選任		1				8		1		1		1300円	1500円	
	成年後見監督人(保佐監督人、 補助監督人)選任	2	1				7						2120円	2200円	
	成年後見人(保佐人、補助人)辞 任許可	2	1				7						2120円	2200円	
	成年後見人(保佐人、補助人)解 任	2	1				7						2120円	2200円	
	成年被後見人(被保佐人、被補 助人)の居住用不動産処分許可						1						110円	(郵便切手の み)	
	特別代理人選任(被後見人のた めの)						6						660円	(郵便切手の み)	
	臨時保佐人選任						6						660円	(郵便切手の み)	
	臨時補助人選任						6						660円	(郵便切手の み)	
	成年後見人(保佐人、補助人)の 報酬付与						1						110円	(郵便切手の み)	
成年被後見人に宛てた郵便物 等の回送嘱託	2					4						1440円	(郵便切手の み)	(嘱託先が1増えるこ とに110円を追加)	
成年被後見人に宛てた郵便物 等の回送嘱託取消し・変更	2					4						1440円	(郵便切手の み)	(嘱託先が1増えるこ とに110円を追加)	
成年被後見人の死亡後の死体 の火葬又は埋葬に関する契約の 締結その他相続財産の保存に 必要な行為についての許可						1						110円	(郵便切手の み)		
行方不明 者に関する審判	不在者財産管理人選任	2					8		1		1		1950円	2000円	
	不在者の財産管理人の権限外 行為許可						1						110円	(郵便切手の み)	
	失踪宣告	2					21						3310円	3310円	
親子に関 する審判	未成年後見人選任	2					12		1		1		2390円	2500円	
	未成年後見監督人選任	2					8						1880円	2000円	
	子の氏の変更許可						1						110円	110円	左記金額は子1人当た り。ただし、15歳未満 の数人の子の申立て の場合は法定代理人 が同一であれば1組分
	養子縁組許可						5						550円	550円	
	死後離縁許可	2					6						1660円	1660円	
	特別養子適格の確認	4					9						2990円	2990円	左記内訳に加え住所 が判明している実父母 1人につき500円×2、 110円×2を追加
	特別養子縁組の成立	4					9						2990円	2990円	
	特別代理人選任(親権者とその 子との利益相反の場合)						6						660円	660円	
親権者変更(親権者行方不明 (死亡)等の場合)	2			1		8			3		4	2220円	2220円		
相続に関 する審判	相続の放棄の申述						1						110円	110円	札幌の弁護士が代理 人に就いている場合は 不要
	相続の限定承認の申述						3						330円	330円	左記金額は、相続人1 人当たり 札幌の弁護士が代理 人に就いている場合は 不要 札幌以外の弁護士が 代理人に就いている場 合は、相続人1人当た り110円
	相続の承認又は放棄の期間の 伸長						3						330円	330円	左記金額は、相続人1 人当たり 札幌の弁護士が代理 人に就いている場合は 不要 札幌以外の弁護士が 代理人に就いている場 合は、相続人1人当た り110円
	相続財産清算人の選任	2					8		1		1		1950円	2000円	
	権限外行為(相続財産清算(管 理)人)						1						110円	(郵便切手の み)	
	特別縁故者に対する相続財産 分与	4					4						2440円	2500円	
	遺言の確認	2					11						2210円	2210円	
	遺言書の検認						1						110円	110円	左記金額は1人当たり 申立人、相続人及び知 れたる受遺者の合計 人数分納める
	遺言執行者の選任	2					8						1880円	1880円	
	遺言執行者報酬付与						1						110円	110円	
	遺言執行者の解任	2					3						1330円	1330円	左記金額に、相続人1 人当たり、110円を追 加
	遺言執行者辞任許可						6						660円	660円	
	推定相続人排除	4					14						3540円	3540円	
	遺留分放棄の許可						3						330円	330円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料											予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考		
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			合計額	
相続に関する審判	遺留分の算定に係る合意の許可	2					3						1330円	1330円	左記金額は1人当たり申立人及び申立人を除く相続人の合計人数分納める	
保護者選任に関する審判	保護者選任						3						330円	330円	申立人以外が候補者の場合は110円を追加	
	保護者の順位の変更及び選任						3						330円	330円	申立人以外が候補者の場合は1220円(500円×2、110円×2)を追加	
	保護者の改任						6						660円	660円		
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可	2					5						1550円	1550円	申立人が1人増えるごとに1220円(500円×2、110円×2)を追加	
	氏の振り仮名の変更許可	2					5						1550円	1550円		
	名の変更許可						3						330円	330円		
	名の振り仮名の変更許可						3						330円	330円		
	戸籍訂正許可	2					12						2320円	2320円		
	性別の取扱いの変更	2					6						1660円	1660円		
	就籍許可	2					13						2430円	2430円		
扶養に関する審判	扶養義務の設定						5						550円	550円	申立人以外が候補者の場合は1770円(500円×2、110円×7)を追加	
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4			1		10				3		4	3440円	4000円	
調停事件	夫婦関係調整				1		6				3		4	1000円	1000円	子の監護者の指定と同時に申し立てる場合は郵便切手又は予納金不要 審判の場合(註1) 相手方が1人増えるごとに同額を加算 審判の場合(註2)
	慰謝料				1		6				3		4	1000円	1000円	
	親族関係調整				1		6				3		4	1000円	1000円	
	離縁				1		6				3		4	1000円	1000円	
	遺留分減殺 (遺留分侵害額・物件返還請求)				1		6				3		4	1000円	1000円	
	婚姻費用分担				1		6				3		4	1000円	1000円	
	養育費				1		6				3		4	1000円	1000円	
	子の監護者の指定				1		6				3		4	1000円	1000円	
	子の引渡し				1		6				3		4	1000円	1000円	
	面会交流				1		6				3		4	1000円	1000円	
	財産分与				1		6				3		4	1000円	1000円	
	祭祀承継者の指定				1		6				3		4	1000円	1000円	
	親権者変更				1		6				3		4	1000円	1000円	
	扶養				1		6				3		4	1000円	1000円	
	遺産分割				1		6				3		4	1000円	1000円	
	寄与分				1		6				3		4	1000円	1000円	
	特別の寄与に関する処分				1		6				3		4	1000円	1000円	
	養子縁組無効確認				1		6				3		4	1000円	1000円	
	協議離婚無効確認				1		6				3		4	1000円	1000円	
	嫡出否認				1		6				3		4	1000円	1000円	
	親子関係不存在確認				1		6				3		4	1000円	1000円	
	認知				1		6				3		4	1000円	1000円	
	請求すべき按分割合に関する処分 (離婚後に請求する場合)				1		6				3		4	1000円	1000円	
上記以外の調停事件				1		6				3		4	1000円	1000円		
(註1) 審判を申し立てる場合には、次の額を加えた額が必要となります。 郵便切手で納める場合は 1220円(内訳:500円×2、110円×2) ×告知者数 + 440円(内訳:110円×4) 予納金はて納める場合は 1500円×告知者数																
(註2) 審判を申し立てる場合には、次の額を加えた額が必要となります。 郵便切手で納める場合は 1220円(内訳:500円×2、110円×2) ×告知者数 予納金はて納める場合は 1500円×告知者数																
人事訴訟	離婚	人事訴訟及び民事訴訟共通口													予納金の場合	
	婚姻の無効確認及び取消し															
	協議離婚の無効確認及び取消し															
	婚姻関係の存否確認															
	嫡出否認															
	認知	500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
	認知の無効確認及び取消し	8					20	4	6		15	20	7400円	7000円		
	父を定めることを目的とする訴え	ただし、札幌の弁護士が原告代理人となる場合は、次のとおり														
	親子関係・養親子関係存在・不存在確認	6					10	2	5		10	10	4850円	5000円		
	養子縁組の無効確認及び取消し															
離縁																
協議離婚の無効確認及び取消し																
その他の人事訴訟																
民事訴訟	人事訴訟の原因事実によって生じた損害賠償															

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												備考	
		郵便切手の場合													
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
													予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要		
その他手続	控訴	8					8	6	4		4	4	5800円	5000円	当事者数が2名を超える場合、1名増すごとに郵便切手は計2630円を追加(内訳500円×4、110円×2、100円×3、50円×1、10円×2)、郵便料は3000円を追加
	即時抗告	4					11	7	3		3	5	4170円	4000円	当事者数が2名を超える場合、1名増すごとに郵便切手は計1640円を追加(内訳500円×2、110円×4、100円×1、50円×1、10円×5)、郵便料は2000円を追加